

公益財団法人奈良県食肉公社評議員及び役員 の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人奈良県食肉公社(以下「この法人」という。)の定款第13条及び第29条の規定に基づき、この法人の評議員及び役員報酬等並びに費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第10条の規定に基づき、この法人に置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第23条第1項の規定に基づき、この法人に置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤理事とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用弁償とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員は、定款第13条第1項の規定に基づき、無報酬とする。

- 2 常勤理事には、定款第29条第1項の規定に基づき、評議員会で決議された各年度の報酬等の総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 3 非常勤役員は、定款第29条第1項の規定に基づき、無報酬とする。
- 4 評議員及び役員には、退職手当は支給しない。

(常勤理事の報酬等の額の算定方法)

第4条 前条第2項の常勤理事に支給する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 報酬

ア 報酬は、月額とし、その額は、奈良県「公社・事業団等再雇用職員の任免、給与に関する取扱要綱」(昭和58年12月20日付け人第128号。以下「県要綱」という。)に基づくものとし、別表1に掲げる1人当たりの上限額(年額)の範囲内において、理事会で決定するものとする。ただし、県要綱の改正があった場合には、その改正された額とする。

イ 報酬は、就任の日から支給し、退任(死亡による場合を含む。)したときは、その日までの分を支給する。

ウ 前号の規定により、報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、奈良県職員の例により、日割りによって計算するものとする。

(2) 賞与(期末手当)

ア 賞与(期末手当)は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)における在任期間に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退任し、又は死亡した者についても同様とする。

イ 賞与(期末手当)の額は、県要綱に基づくものとし、別表2に掲げる1人当たりの上限額(年額)の範囲内において、理事会で決定するものとする。ただし、県要綱の改正があった場合には、その改正された額とする。

ウ アの基準日以前3箇月以内に就任したときは、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年9月奈良県条例第33号。以下「県条例」という。)第19条第2項の規定に準じて、その者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。

(費用弁償の支給)

- 第5条 評議員及び非常勤役員がその職務の遂行により評議員会、理事会その他の会議に出席したときは、この法人の旅費規程に定める基準に従い、その費用を支給することができる。ただし、奈良県職員である評議員及び非常勤役員には支給しない。
- 2 常勤理事に対しては、その通勤の実態に応じて通勤手当を支給することができる。
- 3 常勤理事がその職務の遂行に要した交通費及び旅費は、この法人の旅費規程に定める基準に従い、その費用を支給することができる。

(報酬等の支給及び費用弁償の方法)

- 第6条 この規程に定める報酬等及び費用弁償については、通貨をもって、本人に支給するものとする。ただし、法令に基づき報酬等及び費用弁償の額から控除すべき金額がある場合には、支給すべき報酬等及び費用弁償の額から、その金額を控除して支給するものとする。
- 2 常勤役員については、県条例第8条の規定に準じて、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとし、評議員及び非常勤役員については、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人に直接支給し、又は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(端数の処理)

第7条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正及び廃止)

第9条 この規程の改正及び廃止は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、この法人の設立の登記の日から施行する。

別表1 常勤理事1人当たりの報酬の上限額(年額)(第4条第1号関係)

| 役職 | 報酬の上限額(年額) |
|------|------------|
| 常勤理事 | 4,488,000円 |

別表2 常勤理事1人当たりの賞与(期末手当)の上限額(年額)(第4条第2号関係)

| 役職 | 賞与(期末手当)の上限額(年額) |
|------|------------------|
| 常勤理事 | 1,103,300円 |